

2010 年 3 月 31 日

お知らせとお詫び

双日総合管理株式会社
代表取締役社長 高野 至仁

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分について

この度誠に遺憾ながら、弊社の元社員が弊社のお客様である複数の管理組合様の管理事務室でお預かりしている現金を着服していた事が判明し、国土交通省近畿地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、弊社は下記の通り指示処分を受けました事を謹んでご報告申し上げます。

事件発覚後、弊社は関係管理組合様へのご報告とお詫び、損失補填を行わせて戴くと共に、ただちに再発防止策を講じました。

弊社と致しましては、この度の指示処分を厳粛に受け止め深く反省致しますと共に、お客様並びに関係者の皆様には大変なご迷惑とご心配をお掛け致しましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向け、社員に対する更なる法令遵守意識の徹底化を図り、適正なる業務遂行に邁進し、全役職員一丸となって皆様のご信頼回復に努めて参る所存でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 処分年月日 : 2010 年 3 月 19 日
2. 処分の内容 : マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 81 条 第 1 号の規定に基づく指示処分
 - (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者すべてに速やかに周知徹底すること。
 - ② 法の規定の遵守を社内徹底すると共に、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。
 - ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うと共に社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - ④ 管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施すると共に、再発防止に向けた取り組みとして再発防止策の策定、社内教育等を継続的に実施すること。
 - (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すると共に、その後 1 年間においては半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。
3. 処分理由 : 管理業務を受託し、管理業務を行っていた専任の管理業務主任者及び管理員が、複数の管理組合の財産である現金を着服したことにより、管理組合に損害を与えた。

以上